証券税制Q&A 教えて！小谷野先生

所得税編

Q 私が特定口座に預け入れている上場株式が、上場廃止になりそうです。上場廃止後、破産などによって株式としての価値が喪失した場合、取得原価相当額の譲渡損を計上することができると聞いたことがあります。譲渡損を計上するための要件、必要とされる手続きおよび譲渡損の算定方法を教えてください。

A 特定口座に預け入れている上場株式が上場廃止になり、その後破産などによる一定の事実によって株式の価値が喪失した場合、平成17年度税制改正により創設された「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」により、一定の金額を損失として計上することができます。

1、譲渡損を計上するための要件

この特例を適用するためには、次の要件を満たす必要があります。

①特定口座にある日本法人の上場株式であること

一般口座にある上場株式や特定口座内にあっても外国法人の上場株式には、適用が認められていません。特定口座にある日本法人の上場株式のみが対象です。

②上場廃止により上場株式に該当しなくなった日以後引き続き、その株式が「特定管理口座」で管理されていること

上場廃止により上場株式に該当しなくなった株式は、「特定管理口座」に移され引き続き保管されていることが必要です。「特定管理口座」とは、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式についてその特定口座から移管により保管の委託がされることなど、一定の要件を満たす口座をいいます。

③一定の事実により株式価値がなくなったことにより損失が生じていること

一定の事実とは、次の通りです。

・特定管理株式（特定管理口座において、上場株式等に該当しないこととなった日以降引き続き保管委託がされている株式）を発行した株式会社（以下、「特定株式会社」といいます）が解散（合併を除く）し、その清算が結了したこと

・特定株式会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと

・特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消滅させた会社更生法に規定する更正計画につき認可の決定を受け、その更正計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと

・特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消滅させることを定めた民事再生法に規定する再生計画につき再生計画認可の決定を受け、その再生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で消滅させたこと

・特定株式会社が預金保険法の規定による特別危機管理開始決定を受けたこと

なお、平成17年4月以降に上場株式に該当しなくなり、その後清算結了等に至った場合に、この特例を適用することができます。平成17年3月以前に上場株式に該当しなくなった株式は、今後清算結了等になっても、この特例を適用することはできません。

2、必要とされる手続き

この特例を受けるためには、次の手続きが必要です。

①特定口座を開設している証券業者等の営業所において、最初に株式を特定管理口座に受け入れる時までに特定管理口座開設届出書を提出すること

②価値喪失事実が発生した年分の確定申告書にこの特例を受けようとする旨を記載すること

③確定申告書の添付書類として、特定管理口座を開設している証券業者等の営業所の長から交付を受けた一定の事実の発生を確認した旨を証明する書類および値喪失株式と当該価値喪失株式以外の株式等を別に記載した株式等にかかる譲渡所得等の金額の計算明細書を添付すること

3、譲渡損の算定方法

この特例の適用を受け損失として計上できる金額は、前述した一定の事実が生じたときにおける特定管理口座で管理されている1株当たりの取得価額に特定管理株式の数を乗じて計算した金額です。

小谷野幹雄（こやの・みきお）

公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA

早稲田大学在学中に公認会計士２次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてＩＳＯ9001の認証を受ける。

ホームページアドレス

http://www.koyano-cpa.gr.jp/